



中部人懇だより

令和5年度 第1号
令和5年7月発行
中部地区人権教育懇談会

「中部人懇」とは「中部地区人権教育懇談会」を略した呼び方です。被差別部落の完全解放をめざし、中部地区同和教育の推進を図ることを目的に、1971年(昭和46年)に発足しました。

「中部人懇」って
こんな会です！



【令和5年度懇談会 予定】

懇談会	期日	内容	対象
第1回	6月30日(金) <small>[実施済]</small> 14:00~16:30	講義・演習	小・中・高・特別支援学校の人権教育主任及び希望者
第2回	7月28日(金) 14:00~16:30	体験的参加型学習 講演・協議	小・中・高・特別支援学校の学級担任及び希望者
第3回	9月19日(火) 14:00~16:30	講義	保育所(園)、認定こども園等の参加希望者
第4回	10月14日(土) 9:30~11:30	現地研修・協議	教育行政関係者 PTA会長、人権同和教育推進部長、部員

【第1回懇談会 報告】 期日:令和5年6月30日(金) 参加者 36名

【説明】鳥取県人権教育基本方針—第3次改訂—
～今、学校で求められる人権教育～
鳥取県教育委員会事務局人権教育課
田村 公顕 係長

第3次改訂のポイントや鳥取県の人権教育のめざすもの、人権教育の充実に向けて大切なことについてお話いただきました。各学校においても、是非確認をお願いします。

講義・演習

「学校現場で『子どもの権利』を
どう保障するか」

講師 浜田・木村法律事務所
弁護士

浜田 真樹 氏



前半は、子どものもつ権利について、後半は、法的な根拠をもとにケース検討を行いながら、学校現場で子どもの権利をどう保障していくのかを考えていきました。校内での人権教育推進、子ども達への関わり方について改めて考えるよい機会となりました。

- ◆子どもは人権享有主体である
- ◆人権…まずは理解、そして実践
- ◆一般社会との共通基盤を
- ◆子どもの意見をしっかり聞こう！

参加者の振り返り(一部)

◆「鳥取県人権教育基本方針—第3次改訂—」について

・人権教育は教育活動全体で行われるものであり、「知識」「技能」「態度」全ての資質・能力をバランスよく身に付けていく必要があることを再確認した。人権教育の年間指導計画の見直しの際には、第3次改訂のポイントを確認して行いたい。

◆校内への学びの還元について

・いじめ問題や体罰の事例を通して、子どもの意見をしっかりと聞くことの大切さを感じた。自分自身は法的な根拠を知らないことが改めてわかったので、法的な根拠についても教職員が理解することが大切だと思った。

・学校現場だけでなく、広く世の中の情勢を見て、今の自分や学校が行っている児童への対応の仕方が適切かどうか、常に振り返ることが大事だと思った。